

国立大学法人滋賀医科大学職務発明取扱規程

平成16年4月1日制定

令和8年3月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の研究者等が行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、発明者の権利を保障するとともに、知的財産権を適正に管理することにより、研究者等の発明等の促進、研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ウ ア又はイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 発明 特許権の対象となるもの

イ 考案 実用新案権の対象となるもの

ウ 創作 意匠権、商標権及び回路配置利用権の対象となるもの

エ 育成 品種登録に係る権利の対象となるもの

オ 案出 ノウハウを対象とするもの

(3) 「研究者等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 本学の役員及び教職員

イ 国立大学法人滋賀医科大学客員教授等称号授与規程第2条に基づき称号を授与した者、外国人客員研究員

ウ 国立大学法人滋賀医科大学研究員等規程第1条に規定する者

エ 本学の学部及び大学院の学生又は研究生であつて、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることについて同意している者

オ その他、職務発明の取扱いにつき契約がなされている者

(4) 「職務発明」とは、その内容が本学の業務範囲に属し、かつ、本学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究者等の発明等をいう。

(5) 「発明者」とは、職務発明をした研究者等をいう。

(知的財産委員会)

第3条 本学の研究者等の発明等に関する事項は、知的財産委員会において審議する。

(権利の帰属)

第4条 職務発明に係る知的財産権は、本学に帰属する。ただし、特別の事情があると大学が認めたときは、これを発明者に帰属させることができる。

(発明等の届出)

第5条 研究者等は、その行った研究成果が発明等に該当すると認められる場合は、所定の様式により、速やかに学長に届け出なければならない。

(発明等の審議)

第6条 学長は、前条の規定により届出を受理したときは、知的財産委員会における審議を経て、届出に係る発明等を承継するか否かの決定を行わなければならない。

2 学長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該研究者等に書面により通知しなければならない。

(譲渡証書等の提出)

第7条 研究者等は、届出をした発明等を大学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、学長に所定の様式により譲渡証書及びその他必要な書類を提出しなければならない。

(不服の申立て)

第8条 研究者等は、第6条第1項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から4週間以内に、学長に対し不服を申し立てることができる。

2 学長は、不服の申立てを受けたときは、知的財産委員会の意見を徴したうえで、不服申立ての可否を決定する。この場合、研究者等はこの決定に従わなければならない。

(任意譲渡)

第9条 学長は、研究者等からその行った発明等に係る知的財産権の譲渡の申し出があったときは、知的財産委員会の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(実施補償金)

第10条 学長は、知的財産権の運用又は処分により対価を得た場合は、当該発明者に対して第2項及び第3項の規定に従って実施補償金を支払うものとする。

2 実施補償金を受ける権利を有する発明者が複数であるときは、本学はそれぞれの発明者に対し、原則当該発明者間の持分に応じて、実施補償金を支払うものとする。

3 実施補償金の金額は、契約に基づき知的財産権の運用又は処分により得た対価から特許の出願及び維持に係る経費を除いた部分（以下「実施等収益」という。）について、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める配分の割合により算出した額とする。

(1) 実施等収益のうち 1000 万円未満の部分は 50%

(2) 実施等収益のうち 1000 万円以上の部分は 30%

(退職後の取扱い)

第 11 条 前条の実施補償金を受ける権利は、発明者が転職又は退職した後も存続し、相続の対象となるものとする。ただし、実施補償金の支払いを受けるべき者が退職し所在を確認できない等、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第 12 条 研究者等は、当該発明等の内容等に関して、出願するまでの期間は秘密を守らなければならない。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 1 月 24 日から施行する。

2 国立大学法人滋賀医科大学発明委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和8年3月31日以前に登録された発明等に係る知的財産権の登録補償金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。